

伊東市総合事業関連情報

平成29年3月7日版

伊東市高齢者福祉課

内 容

| | |
|---|--|
| 1 | 同一事業所で通所介護と通所事業を一体的に運営する際の定員の考え方について |
| 2 | 同一事業所で通所介護と通所事業を一体的に運営する際の人員配置の考え方について |

ここでは、伊東市の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について、新たに決定された事項等を皆様にお知らせします。

1. 同一事業所で通所介護と通所事業を一体的に運営する際の定員の考え方について

【ポイント】

- 通所介護と介護予防通所介護相当サービスを一体的に運営する場合、現行の通所介護と介護予防通所介護を一体的に運営する場合と同様の取扱いとなります。
- 通所型サービスAの利用定員については、通所介護・介護予防通所介護相当サービスの定員とは別枠として取り扱います。

総合事業開始に伴い、いわゆるデイサービスを実施する指定事業所について

- ①（地域密着型）通所介護事業所
- ②介護予防通所介護相当サービス事業所
- ③通所型サービスA事業所

上記3種類*が存在することになり、これら①～③のサービスは、同一事業所で一体的に運営することが可能である。

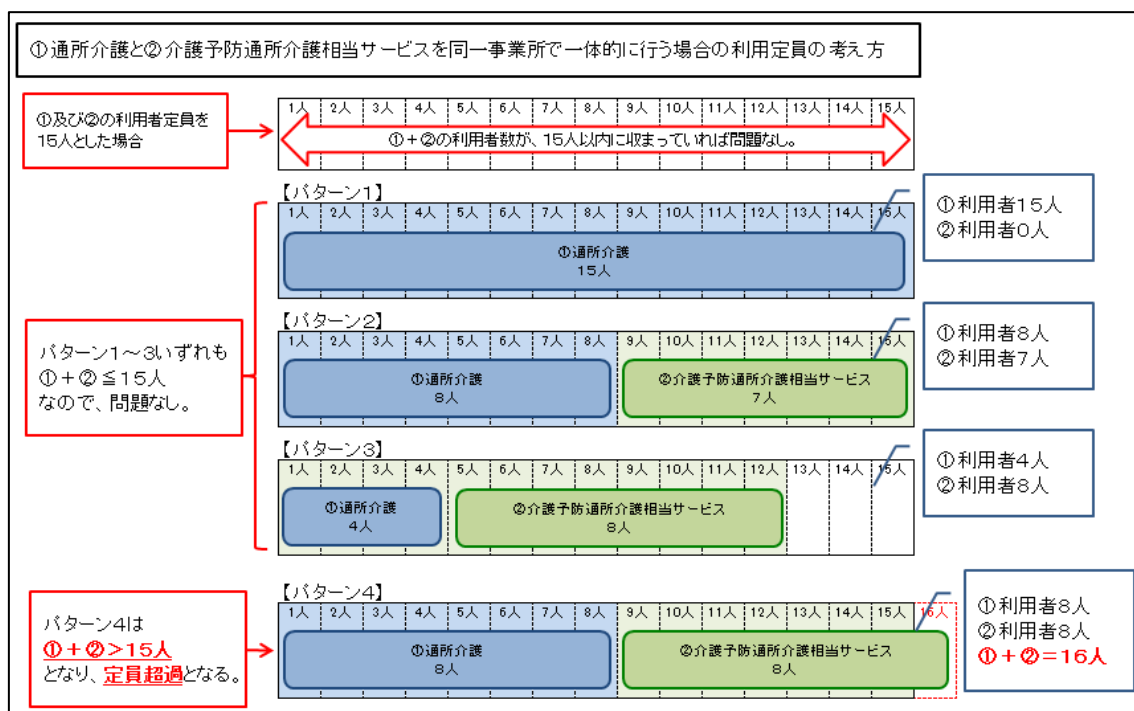
※平成29年度中は介護予防通所介護事業所も存在するが、ここでは②に含むものとする。

この際の利用者定員の考え方については以下のとおりである。

【定員の考え方（①通所介護＋②介護予防通所介護相当サービス）】

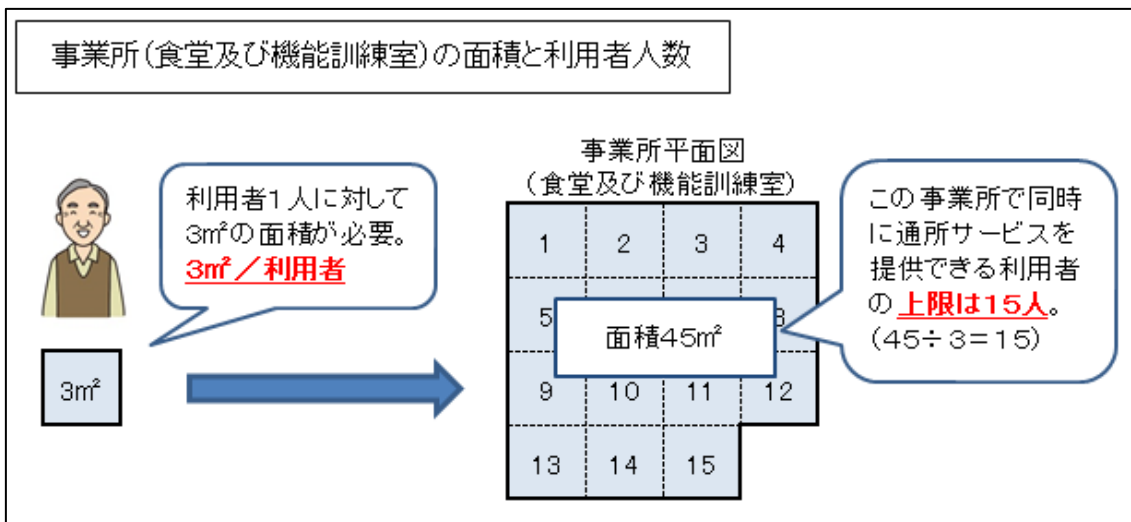
①と②を一体的に行う場合、それぞれの利用者の数の合計が、それぞれに定める利用定員を超えた場合、定員超過となり、減算の対象となる。

（例1）①の利用定員15人、②の利用定員15人とした場合。

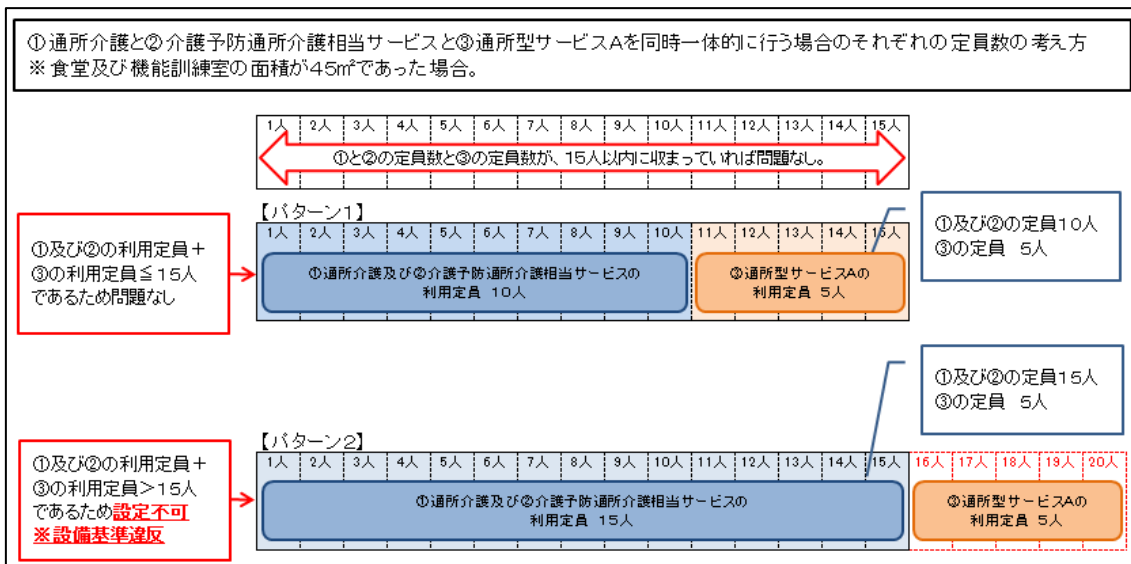


【定員の考え方（①通所介護＋②介護予防通所介護相当サービス＋③通所型サービスA）】
 ①と②と③を同一事業所にて一体的に実施する場合、①と②の定員については、前述のとおりであるが、③については別枠として考える。

例えば、事業所（食堂及び機能訓練室）の面積が45㎡であり、当該事業所にて同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限が15人（ $45 \div 3$ ）である場合は、**①と②の利用定員＋③の利用定員 ≤ 15人**でなければならないということになる。



このことから、上記面積の事業所において、①・②・③のサービスを同時一体的に運営する場合の取扱いは下図のとおりである。



(参考) 厚労省Q&A 平成27年8月19日版 第6問12

(問) 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、定員超過利用の扱いはどのようにすべきか。

- (答) 1. 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、
- ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定め、
 - ・これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者（要支援者等）で定員を定めることとしている。
2. したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの
- ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの利用定員の超過利用となる場合、減算対象となる。
 - ・通所型サービスAの部分が、通所型サービスAの利用定員の超過利用となる場合、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。
3. なお、事業所は、適正なサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るように努めるものとする。

2. 同一事業所で通所介護と通所事業を一体的に運営する際の人員配置の考え方について

【ポイント】

- 通所介護と介護予防通所介護相当サービスを一体的に運営する場合、現行の通所介護と介護予防通所介護を一体的に運営する場合と同様の取扱いとなります。
- 通所型サービスAの人員配置については、その利用人数と同一事業所で運営される通所介護・介護予防通所介護相当サービスの利用人数を合わせた数が、当該通所介護・介護予防通所介護相当サービスが定める定員数以下である場合は、当該通所介護・介護予防通所介護相当サービスの人員をもって、当該通所型サービスAの人員配置を満たす。

ここでは、前述の『1. 同一事業所で通所介護と通所介護と通所事業を一体的に運営する際の定員の考え方について』と同様、いわゆるデイサービスについて、

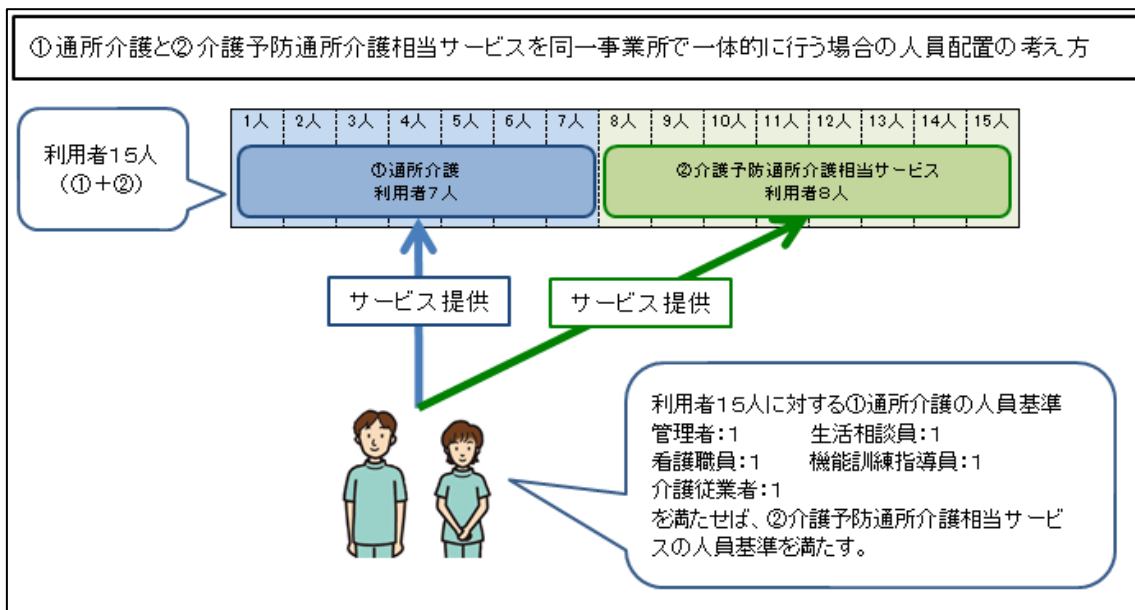
- ①（地域密着型）通所介護事業所
- ②介護予防通所介護相当サービス
- ③通所型サービスA

上記①～③の番号を付して説明する。

【人員配置の考え方（①通所介護＋②介護予防通所介護相当サービス）】

①と②を一体的に行う場合、①の基準を満たすことにより、②の基準を満たすものとして扱う。

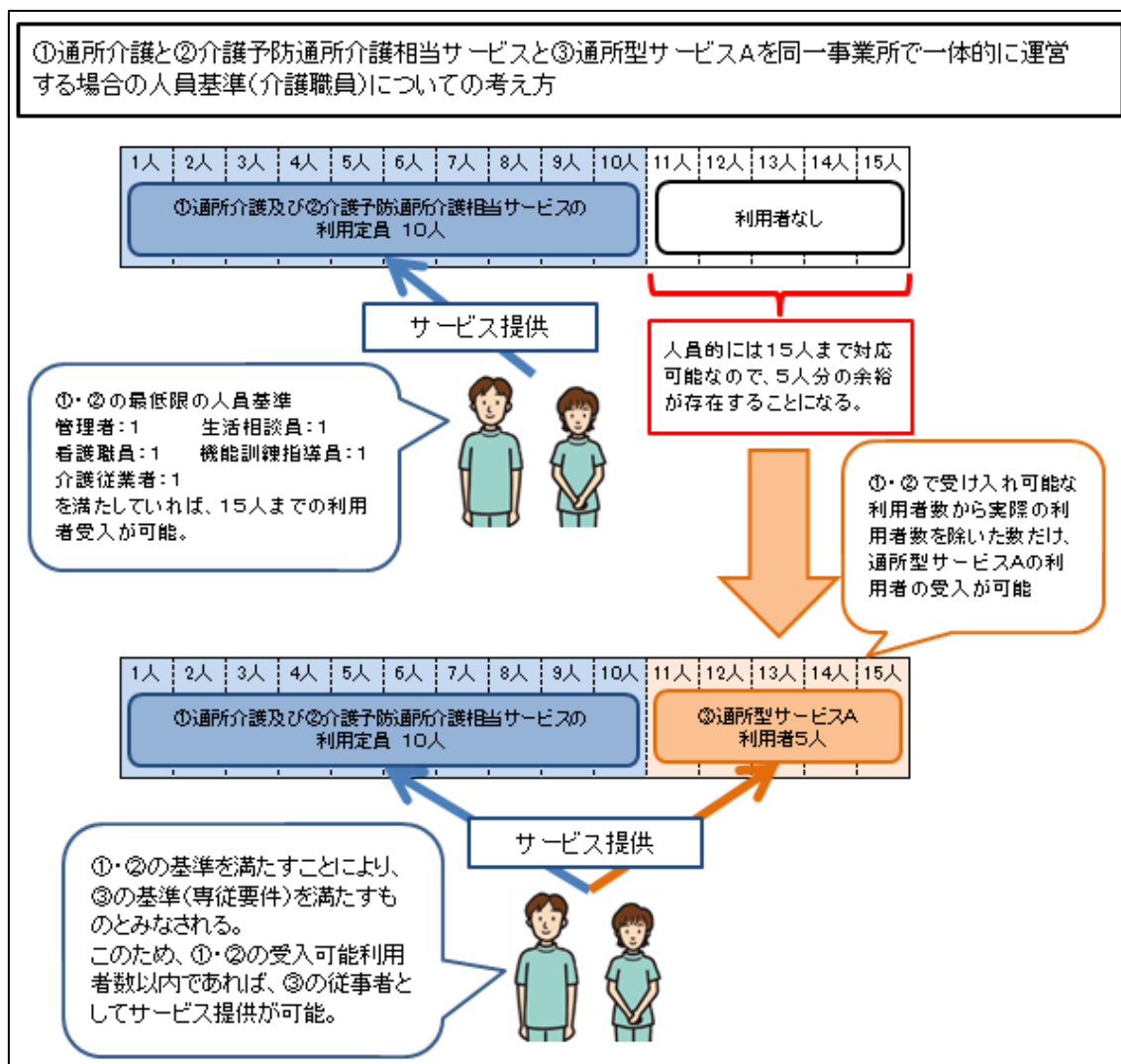
例えば、通所介護・介護予防通所介護相当サービスの利用定員を15人と定める事業所においては、通所介護の基準（管理者1、生活相談員1、看護職員1、機能訓練指導員1、従事者1）の配置基準を満たすことにより、介護予防通所介護相当サービスの人員基準を満たすことになる。



【人員配置の考え方（①通所介護＋②介護予防通所介護相当サービス＋③通所型サービスA）】

①と②の介護職員については、利用者人数に対する基準を満たして、かつその基準を超えない範囲であれば、当該介護職員は③の利用者へのサービス提供を行うことができる。

例えば、①・②・③のサービスを一体的に運営する事業所において、①及び②の利用者数が10人、③の利用者数が5人であった場合、①及び②の人員配置最低基準である介護職員1以上をもって、③の人員配置基準を満たすことになる。



ただし、①・②の利用者数と③の利用者数を合わせた数が、①・②の人員配置で受け入れられる上限を超えた場合は、それぞれについて基準を満たすだけの人員を配置する必要がある。

